

令和 年 月 日

世田谷区立梅丘中学校長あて

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 出席停止上角罕除原貢

1 または 2 の該当する番号に○をつけてください。1 の感染症は、下表の第2種または第3種の該当する病名を記入してください。

1 感染症 \_\_\_\_\_ のため、月 日から 月 日まで欠席しましたが、  
月 日 (医療機関・病院等名) \_\_\_\_\_ で受診し、

学校保健安全法施行規則に基づき登校可能（感染の危険がない）と言われましたので、出席停止を解除願います。

### 主な感染症と出席停止期間のめやす

	病名	出席停止基準(めやす)
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。※発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ除く）	発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により感染のおそれがないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O157など） 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
	*その他の感染症 溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	主治医が感染するおそれがあると判断した場合に 学校長が出席停止の措置をとることができる。 *症状や、地域や学校における発生・流行の態様を 考慮する。

2 新型コロナウイルス感染不安のため（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの合理的な理由がある場合）